

船舶自動識別装置の年次検査に関する事項

改正規則

安全設備規則

改正事項

船舶自動識別装置の年次検査に関する事項

改正理由

2010 年 11 月に開催された IMO 第 88 回海上安全委員会（MSC88）において，船舶自動識別装置の年次検査の際に，専門の知識を有する者による検査を義務付ける SOLAS 条約の改正が行われ，決議 MSC.308(88)として採択された。

今般，決議 MSC.308(88)に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

船舶自動識別装置の年次検査について，主管庁により承認された検査員又は試験所若しくはサービス機関によって行わなければならない旨規定した。